逗子市公告契第　130　号

＜事後審査型条件付一般競争入札の公告＞

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和8年11月10日

逗子市長　桐ケ谷　覚

1. 入札に付する事項

(1)委　託　名　逗子市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う管路施設修繕改築詳細設計業務委託

(2)委 託 場 所　逗子市内

(3)委 託 期 間　契 約 の 日　から　令和　9　年　3　月　31　日

(4)概　要

管路修繕改築詳細設計業務　一式

腐食劣化調査工　一式

2. 予 定 価 格　16,930,000　円（税抜）

※注意

入札金額は「円単位（1円単位）」で行っていただき問題ございません。

3. 仕様書等の閲覧・入手方法及び期間

逗子市ホームページからのダウンロードによる

令和8年11月10日(火)　から　令和8年11月25日(水)　まで

4. 入札手続

この「条件付一般競争入札」は、かながわ電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）によるものとし、執行は、電子入札運用基準に基づき行います。

5. 入札参加資格に関する事項

逗子市における令和7・8年度逗子市一般競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、公告日現在において、次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）第122条の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。

(2) 令和7・8年度逗子市競争入札参加資格者名簿（ コンサル「下水道」）に登録されていること。

(3) 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準（平成18年4月1日施行）（以下「措置基準」という。）に基づく停止措置を受けていないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、逗子市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。

(5) 次の条件を満たすこと。
・一般仕様書第1章「総則」1.10（4）の条件を満たすこと。

6. 入札参加申請及び質問書の受付及び期限

入札参加申請及び質問書の提出は、令和８年１１月１７日（火）　午後　3時00分までに、電子入札システムにより行ってください。質問書は逗子市ホームページよりダウンロードし、参加申請の際に添付して提出してください。質問がない場合には、質問書の添付は不要です。

※電子入札システム以外による参加申請及び質問書の提出は受付できません。

7. 入札方法等　電子入札システムによるものとし、執行は電子入札運用基準に基づき行います。

8. 設計書（内訳書）等の提出　有　（電子入札システムにより入札書に添付して提出してください。）

※逗子市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う管路施設修繕改築詳細設計業務委託の内訳書全てに記入して提出してください。
※逗子市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う管路施設修繕改築詳細設計業務委託（設計）の第1009号下位内訳書まで記入して提出してください。
※逗子市公共下水道ストックマネジメント計画に伴う管路施設修繕改築詳細設計業務委託（調査）の第0004号内訳書まで記入して提出してください。

9. 入札書提出締切日時　令和8年11月25日(水)　午後　5時00分

10. 入札（開札）の日時及び場所　令和8年11月26日(木)　午前　9時00分
逗子市役所　3階　管財契約課

入札（開札）の結果については、逗子市ホームページで公開しております。電子入札システム上では公開しておりませんので、逗子市ホームページで確認してください。

11. 最低制限価格の適用　　有

変動型を採用します。
ただし、入札参加者が5者（失格者を除く。）に満たないときは、予定価格（税抜き）に10分の6を乗じて得た額とします。
なお、最低制限価格を下回った入札者は、落札候補者となりません。

12. 入札参加資格の喪失

入札参加希望者が、入札日までに次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができません。

(1) 「5. 入札参加資格に関する事項」のいずれかの条件（「公告日」とあるものを「入札日」と読み替えるものとする。）を欠いたとき。
(2) 競争参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をしたとき。

13. 入札の無効

「5. 入札参加資格に関する事項」に定める要件を備えない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札並びに逗子市財務規則第135条の規定により、次の入札は無効とします。

(1) 入札書が入札書提出締切日時までに提出されないとき。
(2) 電子入札システムによる方法以外で入札書を提出したとき。
ただし、電子入札運用基準に定められた紙入札は除く。
(3) 予定価格を超えた入札額が記載されているとき。
(4)「8. 設計書等の提出」が有となっている場合に、入札書に設計書等が添付されていないとき。
(5)「8. 設計書等の提出」が有となっている場合に、入札書に添付された設計書等の金額と入札書に記載された金額が異なるとき。
(6) その他法令及び逗子市財務規則又は市長の定める入札条件に違反したとき。

14. 契約の締結

本市においては事後審査型条件付一般競争入札を行っていますので、落札候補者になった者が、申告書（「5. 入札参加資格に関する事項」にある条件を証する書類を添付）を提出し、審査で適格者と認められた場合に落札決定者となり、契約を締結します。

ただし、落札決定者であっても契約締結前に措置基準に基づく停止措置を受けた場合は契約は締結しません。

15. 入札保証金　　免除

16. 契約保証金　　免除

17. そ　の　他　　・詳細は、入札説明書によります。
・入札参加者が無かった場合にはこの入札は中止となります。